

「準会員」内規
[2024年6月1日制定]

(準会員)

第1条 本会の活動に参加する資格として、準会員を設ける。

第2条 準会員は、本会会則および他の内規で規定されている会員に含まれない。

(資格)

第3条 準会員に申し込む資格を有するのは、修士課程、区分制博士課程の前期課程、一貫制博士課程の入学1年目・2年目の在籍者のみである。

第4条 準会員の資格を得ようとする者は、正会員1名の推薦により、所定の手順に従って、在学証明書あるいは学生証の画像と共に本部事務局に申し込み、承認を得なければならない。

第5条 準会員の資格は、入会時の会計年度の次の会計年度の5月末日まで有効である。

(会費)

第6条 準会員の会費は、無料とする。

(所属支部)

第7条 準会員は支部に所属する。

第8条 準会員の所属する支部は、在籍する大学院の所在地、あるいは居住地とする。

(活動)

第9条 準会員は、全国大会、春季大会、支部研究会に参加できる。ただし、会員総会には出席できない。

第10条 準会員は、資格申し込み時の推薦者の承認があれば、所属支部の研究会における研究報告に申し込みができる。ただし、全国大会および春季大会では研究報告はできない。

第11条 準会員は、選出理事選任のための選挙において、選挙権・被選挙権を有しない。

第12条 準会員への連絡は、電子メール等の電磁的方法、および本会ウェブサイトを通じて行う。本会からの郵送物は、準会員には送付しない。